令和６年１０月３日　第３回子ども・子育て会議

参　考　資　料

拡充

利用者支援事業

成育局　成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞

令和６年度予算　2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の２つの柱で構成。

【利用者支援】 **→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】 **→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

※　令和６年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員　など

3. 実施主体等

○実施主体　　市町村（特別区を含む）

○負担割合　　国（２/３）、都道府県（１/６）、市町村（１/６）

○主な補助単価（令和６年度予算）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等　4,000千円　※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
Ｒ４年度	1,043	378	1,720	―	3,141
Ｒ５年度	1,117	382	1,742	―	3,241

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

1（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行う**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- ○ 市町村は、妊婦であることの認定後に**５万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×５万円**を支給する。
- ○ 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。 等

妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- ○ 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- ○ 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

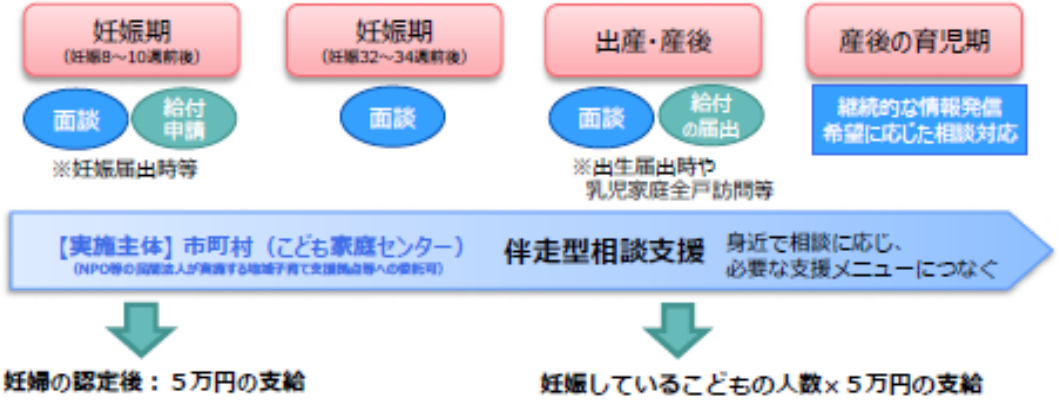

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）
～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

○　児童福祉法において**「乳児等通園支援事業」**（※１）を規定。

（※１）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満３歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○　子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、**「乳児等のための支援給付」**を規定。

○　利用対象者は、**満３歳未満の小学校就学前子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※２）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※３）の中で利用が可能。

（※２）０歳６か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で０歳６か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、０歳６か月から満３歳未満を基本的に想定。

（※３）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
　具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
　また、令和８年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、３時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和８・９年度の２年間の経過措置）。

○　本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※４）。

（※４）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和６年度	令和７年度	令和８年度
○ **制度の本格実施を見据えた試行的事業** ・115自治体に内示（令和６年４月26日現在） ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	○ **法律上制度化し、実施自治体数を拡充** ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ	○ **法律に基づく新たな給付制度** ・全自治体で実施（※経過措置あり） ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

こどもまんなか
こども家庭庁

産後ケア事業の概要

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が**市区町村の努力義務**となった。
同事業は、少子化社会対策大綱において**2024年（令和６年）度末までの全国展開**を目指すとされており、令和４年度時点で**1,462（約84%）の市区町村で実施**されている。
また、同事業の実施について、**国から市町村に対する財政支援**を行っている（国１／２、市町村１／２）。

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和６年度概算要求額：57.2億円（57.2億円）
【平成26年度創設】

目 的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和３年４月１日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和２年５月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内 容

◆ **対象者**
産後ケアを必要とする者

◆ **内 容**
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）

◆ **実施方法・実施場所等**
（１）「宿泊型」 ・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
（２）「デイサービス型」 ・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
（３）「アウトリーチ型」 ・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ **実施担当者**
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、２４時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体 ：市町村
◆ 補 助 率 ：国１／２、市町村１／２
◆ 補助単価案
（１）デイサービス・アウトリーチ型 １施設あたり月額 1,727,700円
（２）宿泊型 １施設あたり月額 2,519,600円
（３）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（Ｒ４～） １回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（Ｒ５～） １回あたり 2,500円
（４）24時間365日受入体制整備加算 １施設あたり年額 2,806,900円
※（１）及び（２）の補助単価は６か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体

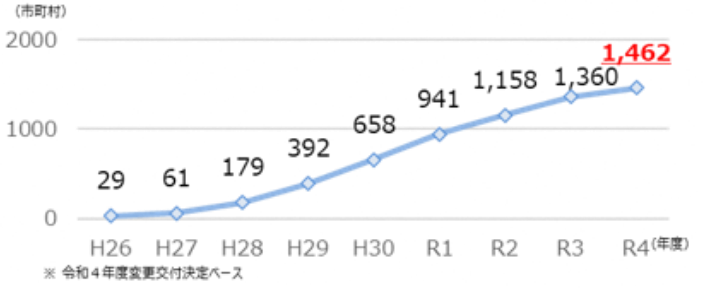

※ 令和４年度変更交付決定ベース

新規

子育て世帯訪問支援事業

成育局　成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>

令和６年度予算案　2,074億円の内数（1,847億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

2　事業の概要

【対 象 者】次のいずれかに該当する者

① 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告

3　実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）
【補 助 率】国1/３、都道府県1/３、市区町村1/３
【補助単価（案）】〇基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）
　　１時間当たり　1,500円
　　１件当たり　　930円
　〇事務費・管理費　　１事業所当たり　　564,000円
　〇研修費　　１市区町村当たり　360,000円

利用者負担軽減加算	１時間当たり	１件当たり
①生活保護世帯	1,500 円	930 円
②市町村民税非課税世帯		
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、１時間当たり1,200円、1件当たり740円
　③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、１時間当たり　900円、1件当たり560円

新規

児童育成支援拠点事業

成育局　成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>
令和６年度予算案　2,074億円の内数（1,847億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

2　事業の概要

【対 象 者】次のいずれかに該当する家庭
①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】
①　安全・安心な居場所の提供
②　生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
③　学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
④　食事の提供
⑤　課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
⑥　学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
⑦　保護者への情報提供、相談支援
⑧　送迎支援（地域の実情に応じて実施）

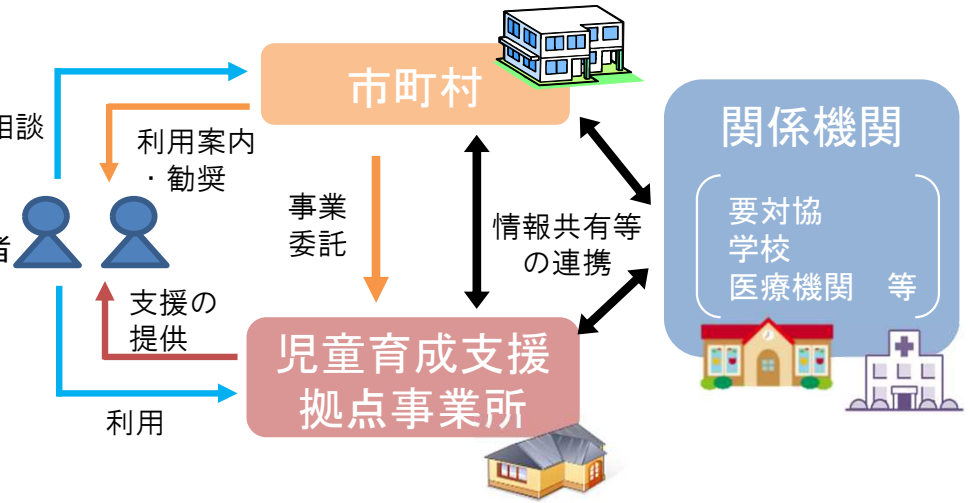

3　実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補 助 率】国1/３、都道府県1/３、市区町村1/３

新規

親子関係形成支援事業

成育局　成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>
令和６年度予算案　2,074億円の内数（1,847億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2　事業の概要

【対 象 者】次のいずれかに該当する家庭
①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【事業内容】
児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3　実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）
【補 助 率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（１人当たり）あり）
１講座（４回分）　88,400円
講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
○親子関係形成支援プログラム資格習得支援
１市町村当たり　100,000円

利用者負担軽減加算	１回当たり
生活保護世帯	2,210 円
市町村民税非課税世帯	1,770 円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,330 円